

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成29年12月
日本交通株式会社（尼崎市）

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：前年度（H27.11.21～H28.11.20）

今年度（H28.11.21～H29.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

追突事故の削減、前年度比10%減少。（走行10万km当たり）

「追突事故は過失大であり人身事故にも結びつくので、今年度の目標に設定した。」

・達成状況

前年度の発生件数が走行10万km当たり0.0603件、今年度が0.0941件となり、56.1%増加で目標達成には至らなかった。

（2）来年度の目標

当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審査基準に定める『悪質事故』について年間375万km当たり2件以内（各所属毎）とすることにした。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

（期間：平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）

なし

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・

講じた措置を公表します。

*行政処分

業種：一般乗用旅客自動車運送事業

命令日：平成27年5月29日

違反事項：運輸規則第21条第1項

処分日車：15日

講じた措置：拘束時間の厳守

以上